

<四銀> 電子帳票交付サービスご利用規定

1. サービス内容

- (1) <四銀> ビジネスダイレクトの契約者からの依頼に基づき、当行本支店における契約者の取引に関する帳票等について、PDF形式で閲覧・取得できるサービス。対象となる帳票については、当行で選定したものとなります。
<四銀> 電子帳票交付サービス（以下「本サービス」といいます）のご利用が開始された場合、対象帳票のすべてが書面交付からPDF形式での閲覧（以下 電子交付）に切替わります。
対象帳票の一部のみを書面交付または電子交付での閲覧とすることはできません。
- (2) 本サービスを利用するために必要となるパソコンの機種およびブラウザ等の利用環境は、<四銀> ビジネスダイレクトの利用環境に準じるものとします。
- (3) 本サービスの利用は、日本国内に限ります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 契約者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 利用対象者

<四銀> ビジネスダイレクトの契約者

3. 本人確認

本サービスを利用する際の本人確認は<四銀> ビジネスダイレクトの仕組みにより実施します。

4. 交付書類

- (1) 本サービスの対象帳票（以下「対象帳票」といいます）は、<四銀> ビジネスダイレクトに登録した口座に関連する当行本支店での取引等に関する帳票とします。また、当行は対象帳票を変更することができるものとします。
- (2) PDF形式で閲覧可能となった対象帳票の閲覧期間は、当行が定めた期間とします。また、対象帳票を契約者のプリンター等で印刷すること、ファイルで保存することもできます。なお、当行が対象帳票を登録した場合等、当行が定める条件に当てはまる場合、届出の電子メールアドレスに通知します。
- (3) 対象帳票の全部について、電子交付から書面交付へ、または書面交付から電子交付への切替えを行う場合は、当行所定の方法による手続きが必要となります。ただし、対象帳票の一部を電子交付または書面交付とすることはできません。なお、対象帳票を書面交付に切替えて交付する場合、当行所定の手数料をいただく場合があります。
- (4) 前項の交付方法の切替えは、当行所定の時間帯に実施しますので、対象帳票が切替え前の方法で交付される場合があります。また、切替え前の方法で交付された対象帳票

< 四銀 > 電子帳票交付サービスご利用規定

について、切替え後の方法で再度交付を受けることはできません。

(5) < 四銀 > ビジネスダイレクトを複数ご契約いただいているお客さまが、そのいずれかの契約について電子交付を選択した場合、全ての契約において自動的に電子交付に変更されます。

(6) 次の各号のいずれかに該当する場合には、対象書類は書面交付に切替えて交付できるものとします。この場合、当行所定の手数料をいただくことがあります。

通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等の事由により、本サービスを停止する場合

当行が本サービスの提供を終了した場合

当行が契約者に対し本サービスの利用を停止または中止することが適当と判断した場合

5. 手数料

無料

6. 免責事項等

(1) 本規定3. 「本人確認」により本人確認手続きを経て本サービスの提供に応じた場合、当行は利用者を契約者とみなし、暗証番号、パスワード、電子証明書、支払指定口座等の不正使用やその他の事故のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 次の各号の事由により、本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合。

災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。

通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩した場合。

本サービスの利用に関して、その他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害が発生した場合。

7. 届出事項の変更等

当行への届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法によりただちにお届けください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

< 四銀 > 電子帳票交付サービスご利用規定

8. サービスの終了

< 四銀 > ビジネスダイレクトの契約が解約された場合、本サービスの提供も終了します。また、その他< 四銀 > ビジネスダイレクトの解約事由に該当する場合も、同様とします。

9. 規定の変更

本規定を改定する旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等により取り扱います。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認いただくか、もしくは当行にご請求ください。

11. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続され、以降も同様の取り扱いとします。

12. 譲渡・質入れ

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

13. 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024 年 10 月 7 日現在)